Flight Simulator Center UPWIND 施設利用規約

当施設はフライトシミュレータによる飛行機の操縦訓練を目的とした教育訓練施設です。
施設ご利用にあたって本規約への同意、順守をお願い致します。

1. 利用方法

- 施設のご利用は予約制となります。原則として利用希望日の 3 日前までに所定の方法でご予約をお願いします。当日は予約時間の 15 分前を目途にお越し下さい。
- 初回利用時はスタッフによる操作説明、注意事項のご案内を受けて頂く必要があります。完了後に会員カードを発行しますので、2 回目以降のご利用の際は提示をお願いします。
- 予約をキャンセルされる場合は前日までにご連絡をお願いします。当日キャンセル、無連絡キャンセルを繰り返される場合は以降の予約をお断りする場合があります。
- 予約時間は原則 1 回 3 時間以内で、30 分単位で受付します。当日他の予約者がいない場合は延長が可能です。
- ブリーフィングスペースはフライト前後のブリーフィング、フライトセッション間の休憩（合計 30 分以内）に無料でご利用頂けます。座学、自習等で長時間の利用は別途、利用料が発生します。
- Sim ルーム内へのお客様の同時入室は見学者も含めて 6 名までとさせて頂きます。
- お客様の都合により予約時間の途中で利用を中断される場合、遅刻により利用時間が短縮された場合は予約時間分の料金のお支払いをお願いします。
- 利用中に設備の不具合を発見された場合は直ちにスタッフまでご連絡下さい。設備不具合による利用時間の短縮が生じた場合は短縮時間相当の料金を減額致します（交通費等の補償は致しかねます）。
- 機種、空港、気象等シミュレータの設定変更を希望される場合、墜落等によりリセットの必要が生じた場合は必ずスタッフにお声かけ下さい。

2. 禁止事項等

- 16 歳未満の方の施設利用、コクピットへの立ち入りは禁止致します。
- 会員カードの複製、他者への貸与、譲渡は禁止致します。
- 本施設のフライトシミュレータはゲーム機ではございません。スイッチや操作レバーを叩く、連打する、ぶつけるといった行為は機器の破損につながるため厳禁です。
- コクピット内への火気及び水分の持ち込みは一切禁止致します。
- 体調が悪い方、泥酔されている方のご利用は禁止致します。
- コクピットでの飲食、建物内での喫煙は禁止致します。建物外では可ですが、ゴミ箱、灰皿はありませんのでゴミは各自処分をお願いします。
- コクピットは狭いため、立ち入り、着席、退出はスタッフの指示に従い、足元に注意して行って下さい。
- 利用中の写真、動画の撮影は可ですが、スタッフや他のお客様が写らないように配慮をお願いします。シミュレータの設定画面の撮影は禁止致します。
- 建物内の Sim ルーム、通路を除くエリアへの立入り、撮影は禁止致します。
- その他、設備の汚損や他のお客様のご迷惑につながる行為をされた場合はスタッフの判断により利用中止、退店頂く場合があります。その際に料金の返金は致しません。
- お客様の故意または過失により設備を破損された場合、修理費用及び休業損害金を請求させて頂くことがあります。

3. 訓練内容について

- 本施設の FTD は国土交通省のレベル 3 認定（ビジュアル装置あり）を受けており、下表に示す用途にてログブックへの時間付けが可能です。ログブックへの時間付けには用途に応じて適切な資格を有する教官の監督が必要です。教官の資格要件は下表に示す通りとなります。
- 施設スタッフは基本的な操縦方法の説明はできますが、教官ではございません。当施設にて教官による訓練の斡旋も行っておりますので、希望される場合は別途調整をお願いします。その際は指導料金が別途必要になります。
- お客様自身で教官を手配の上、同行でお越し頂くことも可能ですが、その場合は教官の方も利用規約への同意、会員登録が必要となります。ログブックへの時間付けを行う場合は初回のみ技能証明書等を確認させて頂きます。
- 模擬する機体、空港、天候や故障模擬等の設定は導入済みの設備、ソフトウェアで可能な範囲での対応となります。
- 訓練コースにおける訓練時間及び料金は装置組み込みのタイマーにて、0.1 時間単位で記録、精算します。タイマーは FTD 内の航空機のマスタースイッチ ON の間、時間がカウントされます。ロード時間、ポーズ中はカウントされません。
- 館内で用意している航空図等は最新版ではありませんので、参考としてお使い下さい。原則として訓練に必要な資料はお客様自身でご準備願います。

UPWIND の FTD で取得可能な飛行経歴

ログブックに記載する飛行経歴	監督者の要件※
航空法施行規則　第 160 条別表第 2 に掲げる計器飛行の経歴	計器飛行証明もしくは同等の資格を保有していること
航空法施行規則別表 2 に掲げる飛行経歴	事業用操縦士もしくは同等の資格を保有していること。技能証明を保有していない訓練生に対しては上記に加えて操縦教育証明を保有していること
航空法施行規則第 162 条の 14 第 3 項の規定による特定操縦技能の実技審査	航空法第 71 条の 3 に規定する操縦技能審査員

※ 全ての項目について航空身体検査証明、無線資格は必要ありません

上記の利用規約に同意の上、利用を申し込みます。

入会日　：　　年　　月　　日

ご住所　：

お名前　：